

知立市一般廃棄物処理基本計画策定委託業務
プロポーザル実施要領

令和7年5月

愛知県知立市

市民部 環境課

1. 業務名

知立市一般廃棄物処理基本計画策定委託業務

2. 業務の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により策定が義務付けられた現行の一般廃棄物処理基本計画の計画満了期間が令和8年度となっていることから、次期計画（令和9年度から令和18年度までの10年間）を策定するもの。

本事業を実施するに当たり、事業者の企画力及び専門知識等を活用することで、より効果的かつ効率的に事業を遂行するため、事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

3. 業務の概要

別紙 委託業務仕様書 参照

4. 履行期限

委託契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

ただし、素案はパブリックコメントを実施した後、令和8年12月議会に上程できるよう令和8年10月初旬頃までに素案を作成し、提出すること。

5. 費用の上限

事業費は下記の通りとする。

【令和7年度事業費】

4,290千円（消費税及び地方消費税を含む）

【令和8年度事業費】

5,511千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この金額を超える提案は、提案内容にかかわらず、無効とする。

6. 参加資格要件

参加資格を有する事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者ではないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 令和7年6月末の契約締結時点までにおいて、知立市入札参加者名簿に登載されていること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に知立市入札参加資格停止要領（平成20年4月1日施行）による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 過去10年間に地方自治体が発注した一般廃棄物処理基本計画又は関連計画の策定実績があること。

7. プロポーザル参加意向の申出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の方法により参加意向を申し出ること。

(1) 受付期間

令和7年5月8日（木）から5月22日（木）午後5時

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、(3)で示す内容を入力し、必要な資料を提出すること。

なお、(3)で示す提出書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で提出することを可能とする。その際は、パスワードを19の提出・問合せ先まで連絡すること。

専用フォーム URL : <https://logoform.jp/form/H73k/1001355>



(3) 入力内容・提出書類

ア 入力内容

- ・事業者の所在地、名称及び代表者氏名
- ・担当者氏名、所属、役職、電話番号及びメールアドレス

イ 提出書類

次に掲げる提出書類を提出すること。

	提出書類の名称	様式	留意事項
1	プロポーザル参加意向申出書	様式第1	専用フォームで登録した後、自動的に作成される仕様となっている
2	会社概要書	参考様式第1	市ホームページから取得すること
3	業務実績調書	参考様式第2	市ホームページから取得すること

(4) 参加資格の確認・通知

参加申込者が参加資格要件を満たす者であるか確認した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書（様式第2）により、令和7年5月26日（月）までに参加申込者全員へ郵送・電子メールで通知するものとする。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

8. 質問票の提出

本実施要領や委託業務仕様書等について不明な点がある場合は、次の方法により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項（事業者の名称、担当者氏名、連絡先）及び質問内容を入力すること。

専用フォーム URL : <https://logoform.jp/form/H73k/1003677>



(3) 回答方法

提出期限までに質問票の提出があった場合は、質問者の名称等は伏せた上で、令和7年5月20日（火）午後5時までに随時知立市ホームページにて回答するものとする。

9. 企画提案書等の提出

7（4）により参加の資格があると認められた者は、次に記載する書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年5月29日（木）から6月13日（金）午後5時

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項の入力及び（3）で示す書類を提出すること。なお、（3）で示す書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で、提出することを可能とする。その際は、パスワードを19の提出・問合せ先まで連絡すること。

専用フォーム URL : <https://logoform.jp/form/H73k/1003706>



(3) 提出書類

次に掲げる提出書類を PDF 形式で提出すること。

	提出書類の名称	様式	留意事項等
1	企画提案書	任意様式	次項10による
2	担当者経歴書	任意様式	統括責任者、担当者それぞれの経歴、一般廃棄物処理基本計画等の経験等を記載すること。
3	実績表	任意様式	一般廃棄物処理基本計画及び関連計画実績（納品年月を記載したもの）
4	見積書	任意様式	年度別に分けて作成。業務内訳明細を記載したもので、一式計上はしないこと。
5	計画見本	-----	他自治体で策定済の一般廃棄物処理基本計画等又は概要版

10. 企画提案書の留意事項

(1) 企画提案書の構成（以下の内容について、明瞭に記載すること。）

ア. 一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方

- イ. 計画策定にあたってのポイント
- ウ. 策定業務内容について
- エ. 業務実施体制
- オ. 作業工程スケジュール

1 1. 提案の無効

以下のいずれかに該当するときは、参加申込を失格し、又は企画提案を無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に関して次のいずれかに該当するとき
 - ア 提出方法、提出先及び期限に適合しないとき
 - イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しないとき
 - ウ 虚偽の記載があるとき
- (3) 提案者が同一事項のプレゼンテーションに対して2つ以上の提案をしたとき
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (5) 提案に対して談合などの不正行為があったとき
- (6) 見積書において、金額、住所（所在地）、氏名（名称）若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい見積書または金額を訂正した見積書を提出したとき
- (7) 上限額を超える提案をしたとき
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (9) 提案者に求められる義務を履行しなかったとき

1 2. 企画提案書等の公開又は非公開の別

選定委員会により選定された事業者の企画提案書等の提出書類は公開の対象とし、選定されなかった事業者の企画提案書等の提出書類は非公開とする。ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

1 3. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり実施する。

- (1) 日 時 令和7年6月19日（木）午前9時30分から午後5時まで
（各参加者の時間等詳細は別途通知）
- (2) 場 所 知立市役所現業棟 第10会議室
（控室は知立市役所現業棟 第8会議室）
- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。本業務に直接関わる予定の担当者は必ず出席すること。
- (4) 方 法 提案書に基づき1社20分以内のプレゼンテーション及び10分程度の質疑を行う。説明時間の延長は不可とする。
- (5) 市で準備可能な資機材
 - ①床置きスクリーン

- ②プロジェクター
- ③HDMI ケーブル
- ④会場の電源、コードリール

- (6) 留意事項
- ・プレゼンテーション及びヒアリングへの回答は、主担当者又は実際に業務に従事する者が主で行うこと。
 - ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出済みの企画提案書等を基本とする。別途、PowerPoint 等で作成した資料を用いて説明することも可能とするが、提出済みの企画提案書等の内容に即して作成すること。HDMI 対応の PC を持参すること。なお、市で準備する資機材の不調等があった場合、知立市は一切責任を負わないものとする。

1 4. 審査方法

選定委員会を設置し、業務の内容に最も適すると認められる事業者を決定する。

(1) 選定委員会の構成（5名）

知立市環境審議会委員1名、市民部長、環境課長、ごみ減量係長及びごみ減量係担当者1名で構成する。

(2) 評価基準等

「知立市一般廃棄物処理基本計画策定委託業務プロポーザル評価基準及び配点基準表」（別紙）のとおり、各委員が審査基準に基づき、点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補事業者に決定する。

なお、最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

ただし、5人の委員の合計点数（500点満点）が60%以上（300点以上）であることを最低基準とする。

(3) 最終的に選出された事業者に対しヒアリングを行い、契約内容の調整を行った上で決定する。交渉が不調に終わった場合は、次点の事業者と再度ヒアリングを行うものとする。

(4) 本プロポーザルへの参加を承諾した事業者が1社のみであっても、選定委員会は行うものとし、審査の結果、最低基準を満たしていた場合には、その事業者を契約候補者に決定する。

1 5. 審査結果

企画提案書の提案者全員にプロポーザル結果通知により、6月25日（水）までに通知するものとする。

1 6. 結果の公表事項及び方法

知立市ホームページ上にて、審査結果（受託候補事業者の名称及び点数）を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

17. スケジュール

日 程	内 容	受付・通知方法等
令和7年5月 8日 (木)	実施要領、仕様書の公表	市ホームページ (HP)
令和7年5月16日 (金)	質問の受付期限	専用フォーム
令和7年5月20日 (火)	質問への回答期限 (随時)	市ホームページ (HP)
令和7年5月22日 (木)	参加意向申出書の提出期限	専用フォーム
令和7年5月26日 (月)	提案資格確認結果の通知	郵送・電子メール
令和7年5月29日 (木) から 令和7年6月13日 (金)	企画提案書等の受付期間	専用フォーム
令和7年6月19日 (木)	プレゼンテーション及びヒアリング	市役所第10会議室
令和7年6月25日 (水)	審査結果の通知・公表	郵送・電子メール・市HP
令和7年6月末	随意契約の締結	

18. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に伴う一切の経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (4) 選考結果による異議の申立ては受け付けない。
- (5) 辞退する場合は、辞退届 (任意様式) を提出すること。
- (6) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。

19. 提出・問合せ先

愛知県 知立市 市民部 環境課 ごみ減量係

郵便番号 472-8666

所在地 愛知県知立市広見三丁目1番地

TEL 0566-95-0126 (直通)

Fax 0566-83-1141

E-Mail kankyo@city.chiryu.lg.jp